

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、平成7年9月は36万円、同年10月から8年4月までは44万円、同年5月から10年5月までは47万円、同年6月から11年1月までは50万円、同年2月から13年3月までは53万円、同年4月は59万円、同年5月から14年9月までは50万円、同年10月から15年3月までは47万円、同年4月から同年7月までは50万円、同年8月から16年4月までは47万円、同年5月から18年1月まで及び同年4月から19年4月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月1日から18年2月1日まで
② 平成18年2月1日から同年4月1日まで
③ 平成18年4月1日から19年5月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び③に係る標準報酬月額、並びに同社から移籍してB社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

私が所持する給与明細書等から年金事務所が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、すべての申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人が提出した給与明細書及び金融機関が保管する預金取引明細記録並びにA社が提出した賃金台帳等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間①及び③において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められ

る。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成7年9月は36万円、同年10月から8年4月までは44万円、同年5月から10年5月までは47万円、同年6月から11年1月までは50万円、同年2月から13年3月までは53万円、同年4月は59万円、同年5月から14年9月までは50万円、同年10月から15年3月までは47万円、同年4月から同年7月までは50万円、同年8月から16年4月までは47万円、同年5月から18年1月まで及び同年4月から19年4月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与計算事務の誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間①及び③の全期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、B社が保管する申立人に係る平成18年2月及び同年3月に係る給与明細書兼賃金台帳により、給与支給額に見合う標準報酬月額（41万円）に基づく保険料が控除されていることが確認できるとともに、申立人が提出した同年3月分の給与支給明細書により確認できる保険料控除額についても、前述の給与明細書兼賃金台帳の記録と一致する。

また、申立事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額はオンライン記録どおりの額で社会保険事務所に届け出られていることが確認でき、申立期間②における標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和55年4月1日と記録されていることが分かった。所持している同年1月分から同年3月分までに係る給料明細書により、同年1月からA社に在籍したことが証明でき、同年3月分の給料明細書により、給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和55年1月分から同年3月分までの給料明細書、及びA社は、「申立人には給与の支払いを昭和55年1月分から行っている。当時はすぐに退職する従業員がいたため、入社後3か月間の試用期間を設け、その期間は社会保険に加入させない取扱いであったが、申立人については社会保険事務担当者が誤って同年3月分の給与から厚生年金保険料を控除したものである。」と回答していることから判断すると、申立人が同年1月から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る昭和55年3月分の給料明細書に記載された保険料控除額から、9万8,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付していない旨を回答している上、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 55 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から37年7月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A社に勤務していた期間であり、同社が発行した勤続満10年の表彰状及び勤続満15年の表彰状を所持しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出したA社発行の昭和44年11月7日付けの勤続満10年の表彰状及び49年10月24日付けの勤続満15年の表彰状から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は当初、昭和36年6月1日と記載されていたものが、二重線で抹消され37年7月21日と訂正されていることが確認できるところ、B社の人事及び総務事務を担当しているC社は、「時期は不明であるが、申立人の資格喪失日の誤りに気づき訂正したものである。また、社会保険事務所に対して資格喪失日の訂正依頼の届出を行ったか否かは不明である。」と回答している。

さらに、C社は、「申立人は申立期間においてもA社に継続して勤務していたので、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年11月8日、資格喪失日に係る記録を18年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額をそれぞれ17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月から18年4月1日まで
② 平成18年5月30日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

ハローワークの紹介により、A社に入社し、各種企画業務に従事した。

申立期間における厚生年金保険料が控除されている給与明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する平成17年11月分の給与明細書に記載された勤務日数の記録、並びにB市C区が保管するA社に係る「平成17年分給与支払報告書(個人別明細書)」及び「平成18年分給与支払報告書(個人別明細書)」から判断すると、申立人が同年11月8日にA社に入社し、両申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する平成17年11月分及び18年1月分から同年6月分までの給与明細書、並びにB市C区が保管するA社に係る「平成17年分給与支払報告書(個人別明細書)」及び「平成18年分給与支払報告書(個人別明細書)」により、申立人が標準報酬月額17万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額及び前述の「平成 17 年分給与支払報告書（個人別明細書）」に記載された社会保険料等の金額から判断すると、それぞれ 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としているが、A社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」に記載されている申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に記載されている同資格の喪失日は、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できることから、事業主が平成 18 年 4 月 1 日を資格取得日として、同年 5 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年2月16日、資格喪失日に係る記録を44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、43年2月から同年9月までは2万円、同年10月から44年1月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月16日から44年2月1日まで

私がB社又は同系会社のA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私は、昭和42年10月に同社に採用されてから51年7月までの期間において継続して勤務していた。

申立期間当時は、C県D市に所在するA社の課長として、毎朝、E県F市に所在するB社から、A社に出向き、A社に午後5時ごろまで勤務してB社に戻り、当日の売上を計上する業務に従事していた。

申立期間においては、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録が確認できる複数の同僚が、前述の被保険者名簿、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が継続していること、当時の事業主の回答、及び前述の被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人の同僚の供述から判断すると、申立人

は、B社及びA社に継続して勤務し（昭和43年2月16日にB社からA社に異動し、44年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社に係る前述の被保険者名簿における同僚の昭和43年2月の記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年10月の定時決定の記録から、同年2月から同年9月までは2万円、同年10月から44年1月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立期間当時の資料は既に無く、申立内容の立証はできない。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年2月から44年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成5年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から同年6月1日まで

A社B支店からA社(C市)に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した申立人の人事記録及び申立人が提出した給与明細書から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し(平成5年6月1日にA社B支店からA社(C市)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成5年4月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年3月1日まで
② 平成13年3月31日から同年4月1日まで

A社Bセンターに勤務していた申立期間①について、「ねんきん定期便」に記載された厚生年金保険料の納付額と給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額とが相違しているため、調査してほしい。

また、申立期間②について、A社Bセンターにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成13年3月31日となっているが、同年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されているため、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成12年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成13年1月及び同年2月に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書では、オンライン記録上の標準報酬月額を超える報酬月額が確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人が提出した平成13年3月分の給与支払明細書及びA社が提出した申立人に係る雇用契約書等から判断すると、申立人は申立期間②においてA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した平成13年3月分の給与支払明細書から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料は納付していないと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を平成13年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 12 日

A 病院（現在は、B 病院）に勤務していた申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が確認できない。平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間における標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 病院が提出した給与賞与明細書により、申立人は、平成 16 年 7 月 12 日に支給された賞与から 32 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 3 日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社を経て、現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和50年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月20日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る退職手当計算書及び永年勤続表彰状、申立期間の始期である昭和50年8月20日付けで同社総務部人事課から申立人に交付された異動に係る通知書「着任諸手続き等について」、並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年8月20日にA社における船員保険被保険者から厚生年金保険被保険者に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料は残っておらず詳細は不明であ

ると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。私が所持している賞与支払明細書により、平成 18 年 12 月 15 日に賞与の支給があり、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 18 年 12 月 15 日付けの賞与支払明細書、及びA事業所が保管する、同年 12 月の申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「賞与を支給し当該賞与から厚生年金保険料を控除したことは事実であるが、届出を行ったか否かについては関連資料が保管されておらず、不明である。」と回答しているものの、申立事業所に係る平成 18 年 12 月 15 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、あらかじめ申立人の名前が印字された欄に、賞与額が「0円」と記載されて届出が行われていることが確認できることから、事業主は、オンライン記録どおりの賞与支払届を提出し、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年6月までの期間、同年10月から7年5月までの期間並びに同年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月から6年6月まで
② 平成6年10月から7年5月まで
③ 平成7年9月及び同年10月

私は、大学卒業後、A大学でアルバイトを始めたので父の厚生年金保険における被扶養者でなくなり、B県C市役所へ国民健康保険の加入手続に行った際に、国民年金の加入手続を勧められたと記憶している。その時に、2年間分さかのぼって国民年金保険料を納付することができることを知り、納付可能な期間の保険料をすべて納付することができる納付書を送付してもらい、一番古い納付書から毎月順番に納付した。

平成8年6月に就職したため、厚生年金保険に切り替わったが、その後もさかのぼって国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年7月ごろに払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②及び③については、平成8年8月2日に、6年7月から8年3月までの21か月分21枚の過年度納付書が作成され、申立期間②直前の6年7月から同年9月までの期間及び申立期間③直前の7年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料は、時効とならない最後の月に毎月納付されてい

ることが確認できるものの、国民年金保険料領収済通知書^{つづり}綴に申立期間②及び③のすべての月の領収済通知書が確認できないこと、及び金融機関で10回にわたり国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がそのすべての収納事務を誤ることは考え難いことから、当該期間の国民年金保険料については、時効により納付することができなかつたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするはできない。

福岡国民年金 事案 2148 (事案 175 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

国民年金の納付記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間を国民年金の納付済期間として認められないとの通知を受け取ったが、同通知には納得できない。

私は、申立期間について、資格喪失届を提出した^{おぼ}憶えはない。

今回、新たな記憶としてA銀行B支店で毎月数千円を納付したことを申し立てるので、再検討の上、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) C市の国民年金被保険者名簿では、喪失申出により昭和 59 年 10 月 9 日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失し、納付記録欄には同年同月に国民年金保険料が不要との表示が確認できる上、特殊台帳、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳のいずれにおいても、同様に同年同月同日に資格を喪失していることが確認できること、ii) 申立人が国民年金任意加入被保険者資格を喪失した昭和 59 年 10 月から、第 3 号被保険者資格を取得する 61 年 4 月まで、申立人が国民年金に任意加入した事跡は見受けられないこと、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 25 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間に係る新たな記憶として、国民年金保険料の納付場所及び納付月額を申し立てているが、この納付場所は当初の判断の際に既に聴取していること、及び納付月額は申立期間の一部の期間の国民年金保険料月額にすぎないことから、これをもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から51年3月まで

私の母は国民年金保険料を納付するのは国民の義務と言っており、母が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。

当時、私は学生だったので国民年金保険料の納付等について記憶は無いが、亡くなった母が保険料を納付していたのは間違いない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月ごろにA市B区において払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち48年5月から49年6月までの期間は、時効によりさかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親から当時の納付状況を聴取することができないため、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親は、昭和53年10月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得するまで、国民年金には未加入であるなど、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年12月までの期間、52年4月から53年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から48年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで

私達夫婦は、A町（現在は、B市）で家業を営み、申立期間当時は仕事も順調であった。国民年金保険料は、C信用組合（現在は、D信用組合）が、毎日決まった金額を集金に来ており、その通帳口座から保険料が引き落とされていたと記憶している。

納税は商工団体を通しており、国民年金保険料は所得税の控除対象になるため当然欠かさず申告していたので、申立期間の保険料を未納にすることは考えられない。

商工団体やD信用組合にその当時のことを問い合わせたが、古い記録のため残っていないとの回答であった。しかし、申立期間の保険料を納付していたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に夫婦連番で払い出されている上、保険料の納付日が確認できる期間については、すべて夫婦同一日に納付されていることから、申立人夫婦の納付行動は同一であったと推認される。申立期間のすべての期間について、夫婦共に保険料が未納とされている。

また、申立期間①については、当該期間直後の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料が、最大限さかのぼって納付することが可能な51年3月に過年度納付されていることが確認できることから、この時点で申立期間

①は時効となり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②及び③については、特殊台帳の備考欄に過年度納付書を送付したとする記載があることから、現年度納付は行われなかったと推認される。過年度保険料は口座から引き落とされることは無い上、特殊台帳及びオンライン記録にも当該期間の保険料が過年度納付された事跡は見当たらない。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年12月までの期間、52年4月から53年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで

私達夫婦は、A町（現在は、B市）で家業を営み、申立期間当時は仕事も順調であった。国民年金保険料は、C信用組合（現在は、D信用組合）が、毎日決まった金額を集金に来ており、その通帳口座から保険料が引き落とされていたと記憶している。

納税は商工団体を通しており、国民年金保険料は所得税の控除対象になるため当然欠かさず申告していたので、申立期間の保険料を未納にすることは考えられない。

商工団体やD信用組合にその当時のことを問い合わせたが、古い記録のため残っていないとの回答であった。しかし、申立期間の保険料を納付していたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に夫婦連番で払い出されている上、保険料の納付日が確認できる期間については、すべて夫婦同一日に納付されていることから、申立人夫婦の納付行動は同一であったと推認される。ところ、申立期間のすべての期間について、夫婦共に保険料が未納とされている。

また、申立期間①については、当該期間直後の昭和49年1月から50年3

月までの国民年金保険料が、最大限さかのぼって納付することが可能な 51 年 3 月に過年度納付されていることが確認できることから、この時点で申立期間①は時効となり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②及び③については、特殊台帳の備考欄に過年度納付書送付の記載があることから、現年度納付は行われなかったと推認されるどころ、過年度保険料は口座から引き落とされることは無い上、特殊台帳及びオンライン記録にも当該期間の保険料が過年度納付された事跡は見当たらない。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）から通知があったので、私に代わって父が国民年金の加入手続をしてくれたが、保険料については、自分で納付した。申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までは、銀行で国民年金保険料を納付し、同年 4 月から 56 年 3 月までは社会保険事務所で一括納付したことを憶えている。

父から将来のために国民年金保険料を納めなさいと言われていたので保険料は納付していたと思っていた。最近まで社会保険事務所の収納印のある領収証書を持っていたが、処分してしまい、今は手元にない。

申立期間の保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 6 月ごろ、A 市において職権で払い出されていることが確認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、特殊台帳及び領収済通知書により、申立人は、同年 10 月に、その時点で最大限さかのぼって納付することが可能な 56 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を、2 通の納付書で過年度納付していることが確認できることから、当該過年度納付を行った時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から49年8月まで

私は、昭和47年ごろに、A市B区役所（現在は、C区役所）で国民年金に加入し、それまで未納とされていた国民年金保険料を納付しようとしたが、納付できるのは、2年前までと言われたので、納付可能な期間をまとめて、当時のC信用金庫D支店又はE郵便局で納付した記憶がある。

その後も国民年金保険料は納付していたが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した際に、納付可能な過去2年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により過年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人及びその妻共に、国民年金に加入した昭和54年1月に、その時点で最大限さかのぼって納付することが可能な51年10月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 31 日から 4 年 9 月 1 日まで

A社を経営していた時の厚生年金保険の被保険者記録が昭和 61 年 7 月 1 日から平成 2 年 12 月 31 日までの期間となっており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

年金事務所からは、A社は平成 2 年 12 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとの説明を受けたが、そのような届出を提出した記憶は無く、同社の事業は継続していた。

申立期間当時は、社会保険事務所（当時）から保険料が徴収されており、保険料を未納にするということではできなかつたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る登記により、申立人が申立期間当時、同社の代表取締役であったことのほか、同社が平成 8 年 6 月 1 日に解散するまでの期間において法人として存続していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録により、申立期間の始期である平成 2 年 12 月 31 日に同社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日に申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるとともに、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続は、3 年 2 月 12 日付けで処理され、当該処理が行われた時期に、申立人の健康保険被保険者証が返納されたことが確認できる。

また、申立期間当時、申立事業所において経理を担当していたとする申立人の元妻は、「申立期間当時は、事業の経営が非常に厳しく、申立人の給与も支給できなかつた。厚生年金保険の被保険者数が申立人と取締役であった申立人

の弟の二人になった時点で、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続を行ったと記憶している。申立期間については、給与自体を支給していなかったため、給与から厚生年金保険料は控除していないはずである。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2769 (事案 2321 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月14日から22年1月まで

A社B支社における申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、新たに「C会会員名簿」を提出し、同名簿に記載された申立期間当時の同僚の名前を挙げて再度申立てを行うので、再度調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が提出した申立人に係る船員勤怠表の記録から、申立人が昭和21年4月14日に申立事業所に入社し、22年2月1日に退職し、23年3月4日に再度入社していることが確認できるものの、i) A社が提出した船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者早見表では、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日は同年3月4日と記録されている上、同社では、「船員勤怠表、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者早見表以外に申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。また、申立人の船員勤怠表において、昭和21年4月14日から22年2月1日までの在籍期間について『前勤続認めず。』と記載されていることが確認できるが、当時、船員保険の加入等についてどのような取扱いであったのか不明である。」と回答していること、ii) 申立事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「申立事業所では、当時、若い船員について見習期間があり、見習期間中に退職した場合は船員保険に加入しておらず、船員保険料も控除されていなかったと思う。」、「見習期間中は船員保険に加入しておらず、船員保険料は

控除されていなかったと思う。」、「見習期間中の船員保険の取扱いについては分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、iii) 申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は 23 年 3 月 4 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「C会会員名簿」を提出し、当時の船員は入社当初から船員保険に加入していたとして、当該名簿に記載されている同僚一人の名前を挙げて再度申立てを行っているが、当該名簿において、入社日が申立人とほぼ同時期となっている同僚 4 人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）について船員保険被保険者資格の取得日を確認したところ、いずれも入社日とほぼ同時期に同資格を取得していることが確認できるほか、当該名簿に記載された申立人の入社日と申立人の船員保険被保険者資格の取得日は一致していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の船員保険の加入状況については分からない。」と供述しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 47 年 1 月まで
(A社)
② 昭和 48 年ごろ
(B社)
③ 昭和 48 年ごろから 49 年 2 月まで
(事業所名不明)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとの回答を得た。

申立期間①のA社については、当時の従業員に照会すれば、私が勤務していたことは確認できるはずである。申立期間②のB社については、当時、私の子が大病で入院したことがあり、社会保険に加入していなかったことなど考えられない。申立期間③については、会社名は思い出せないが、当時、関西地方に本社があった「C社」がD市に設立した別会社に勤務していたので、同僚について、厚生年金保険の被保険者記録を調べれば会社名も分かると思う。いずれの申立期間についても、厚生年金保険を含む社会保険に加入していないとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主は、「資料は残されていないものの、申立人は、当時、会社の経理上の問題を解決してもらうために会計事務所から紹介された経理の助言者として、約3か月間において当該業務に従事していたことがある。」旨回答している。

しかしながら、前述の事業主は、併せて、「申立人は、当社の一般従業員と雇用形態が異なり、厚生年金保険には加入させていなかった。」とも回答している。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人からは、「当時、経理を担当していた男性がいたが、短期間しか勤務していなかったと思う。名前は記憶していない。」との供述しか得ることができず、同僚からは、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚3人全員の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、同被保険者名簿から、申立期間②当時、同被保険者記録が確認できる同僚二人が、「勤務期間ははっきりとは分からないが、申立人が勤務していた。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、昭和48年ごろ申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人が、「B社では、個人によって期間は異なるが試用期間があった。」と供述し、そのうちの一人は、「申立人が厚生年金保険に加入していないのは、勤務期間が短かったからだと思う。」と供述しているところ、複数の同僚について、前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことが確認できることから判断すると、当時、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間②当時の経理担当者は、「当時、本人の希望により、厚生年金保険料を給与から控除していない人もいた。」旨供述していることから判断すると、当時、事業主は、従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、B社は、法人登記の記録によれば既に解散しており、申立期間②当時の事業主及び取締役についても連絡先が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚3人のうちの1人は既に死亡しており、残る2人も連絡先が確認できないため、これらの者からは、申立人の勤務実態、厚生年金

保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間②において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、B社在籍中に申立人の長男が大病を患い入院したと申し立てているが、当該入院の時期は、長男が2歳*か月ごろの昭和50年であったとも供述しており、当該供述どおりであれば、長男の入院の時期は、申立期間③後の、申立人について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるE社に在籍中の期間であったと認められる。

- 3 申立期間③について、申立期間②に係るB社の前述の同僚の供述、及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人の供述などから、申立てに係る事業所の関連会社としてF社を特定することはできたが、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、一緒に勤務した同僚について厚生年金保険の被保険者記録を確認すれば申立てに係る事業所の名称は確認できるはずであると申し立てているが、当該同僚については、申立期間②に係るB社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、他の事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、申立てに係る事業所を特定することができず、申立期間③において、申立てに係る事業所について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

なお、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が一緒に勤務したとする同僚について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

- 4 申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。家庭の事情により、昭和 51 年 9 月の途中でB市へ転居したが、同年 9 月 30 日までの期間は有給休暇を使用していたため、会社には在籍していたはずであり、同年 9 月分の給与も受け取り、同給与から厚生年金保険料も控除されていた。また、年金手帳の「厚生年金・船員保険の記録(1)」の欄にも、同社での勤務終期は「昭和 51 年 9 月 30 日」と自筆しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る改製原戸籍の附票及び住民票では、申立人のB市への異動は、C市に所在するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 51 年 9 月 26 日より約 1 週間前の同年 9 月 18 日であると記録されている。

また、申立人が主張している昭和 51 年 9 月 30 日までの期間に係る有給休暇の使用については、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、現在の代表取締役は、「従業員には自由に休暇を取得させていたので、当社では当時から有給休暇の制度は無い。」と回答しており、前述の被保険者名簿から、年月は異なるものの、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が申立人と同じ 26 日となっていることが確認できる同僚 6 人のうちの 3 人(1人は、申立人と同一年月日)から聴取しても、最終出勤日以降の在籍期間に係る有給休暇の使用についての供述は得られない上、同社に係る雇用保険の適用事業所としての履歴も確認できないことから、申立人の

申立期間における在籍について確認できない。

さらに、A社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人について、昭和51年9月25日を退職日及び同年9月26日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として被保険者資格喪失届を提出していることが確認できる上、当該届出内容は、前述の被保険者名簿の記録と一致する。

加えて、前述の同僚3人のうちの2人は、自身の被保険者資格喪失日に間違いは無いと供述している。

また、申立人は、申立事業所において最後に受領した昭和51年9月25日支給分の給与から同年9月分の厚生年金保険料を控除されていると主張しているが、前述の事業主は、当時から、給与からの厚生年金保険料の控除については翌月控除方式を採用しており、上記日付で支給された給与から控除されているのは同年8月分であり、同年9月分の保険料は控除していないと思われると回答している。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張している年金手帳の記載内容については、申立人自身が自筆していることを認めている上、厚生年金保険の被保険者記録と一致しない箇所が申立期間を除いて2箇所確認できる。

福岡厚生年金 事案 2772 (事案 2105 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月27日から25年4月1日まで

昭和17年6月にA社に就職し、徴用によるB社C工場勤務、旧軍隊入隊を経て、復員後の20年11月にA社に復職して勤務していた期間の一部について、年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、記録の訂正が認められなかった。

今回、申立期間の終期を昭和25年11月24日から同年4月1日に修正した上、新たに同僚20人の名前及びA社の工場があった住所を提示するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人は、申立人を記憶していないことなどから、申立期間における勤務実態が推認できない上、同被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和21年6月27日と記録されており、申立期間中の被保険者記録は確認できず、当該記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録と一致することなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月20日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の終期を変更の上、同僚20人の名前及びA社の工場があった住所を新たな情報として提示して再申立てを行っているが、同僚20人のうち、7人(姓のみ)については、前述の被保険者名簿で記録が確認できないため特定できず、残る13人については、同被保険者名簿で記録が確認(姓のみの者10人を含む。)できるものの、このうち聴取できた3人、及

び申立人は名前を挙げていないものの、同被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録が確認できる同僚5人（前回聴取した1人を含む。）から聴取しても、申立期間における申立人の勤務実態を具体的に確認できる供述は得られない。

また、A社の工場所在地については、同僚二人が記憶する同社の工場所在地と符合する可能性は認められるものの、法務局に法人登記の記録が残されていないことからこれを確認することができず、仮に確認できても、申立期間当時同社に在籍していた者しか把握し得ない事情とは認められないことから、同社の所在地が確認できたことをもって勤務実態があったと認めることは困難であると認められる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から38年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。会社には運転手として入社し、当時の工場の責任者の名前も憶えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の一人が、「申立人は私より年上で、私が入社する前にA社に入社していた。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、少なくとも昭和38年5月1日より前の時期から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人（このうち、4人が申立人と同じ運転業務に従事）の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、各人が記憶する入社時期より数か月から約2年遅れており、複数の同僚が、「A社においては、当時、見習期間や試用期間があった。」と供述していることなどから判断すると、事業主は、必ずしもすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、A社は、申立期間当時のすべての健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保管していると回答しており、提出された申立人に係る同取得届及び同喪失届では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年5月1日、同喪失日は39年1月27日となっていることが確認でき、当該届書の記載内容は、申立人以外の同僚4人を含め、前述の被保険者

名簿の記録と一致している上、同社は、「申立期間における他の被保険者資格取得届に申立人の名前は無いので、申立内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届は提出しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答であった。

申立期間①については、A市B区に所在するC社（現在は、D社）に入社し、最初の3か月間はA市E区における業務に従事したが、4か月目からF県G市に所在する同社の営業所に転勤になった。

申立期間②については、C社をいったん退職した後に再度入社し、A市内において勤務した。

申立期間③については、H社I営業所に勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、C社の元事業主及び元取締役が「申立人は、勤務した時期は分からないが、C社に勤務していた記憶がある。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間とも申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、C社において社会保険業務を担当していたとする元従業員は、「申立人の従事していた業務の従業員は入れ替わりが激しかったので、入

社して、すぐには社会保険の加入手続はしていなかった。」と供述しており、前述の被保険者名簿により両申立期間同時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「『ねんきん特別便』により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日は、私の実際の入社日の約3か月後となっている。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、D社は、「申立人に係る当時の資料が見当たらず、申立人に係る在籍期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の記録について確認できない。」と回答している。

なお、申立人は、「入社4か月目からF県G市に所在するC社の営業所に転勤になった。」と主張しているところ、適用事業所名簿において、C社の系列下のJ社（後の、K社）が、申立期間①直後の昭和47年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、同日付けで、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるものの、同社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、前述の被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

- 2 申立期間③については、H社の元取締役は、「申立人が勤務した時期は分からないが、H社に勤務していた記憶がある。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、H社は、「申立人は当社の労働者名簿に記載されていないことから、在籍していたことは確認できない。この労働者名簿に記載されず勤務していたのであれば、その期間については試用期間中であるはずであり、社会保険に加入させていなかったものと思われる。」と回答している。

さらに、前述の元取締役は、「従業員の出入りが特に激しい会社であったので、入社後6か月から1年の間に様子を見て、勤務態度が良好であれば、社長、専務及び常務の三役が話し合っただけで本雇いにするかどうかを決めていた。本雇いに決定してから社会保険の加入の手続を行っていた。」と供述していることから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうか

がえる。

- 3 オンライン記録から、申立期間について、申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月20日から56年3月6日まで

大学卒業後、私の父が勤務していた会社の社長の紹介で、月給10万円の支給が雇用条件となっていたA社に就職し、毎年約7,000円昇給していたと思う。昭和54年2月21日にクレジットカード会社に提出した申込書を所持しているが、当時の月収を13万円と記載している。

しかし、同社における申立期間に係る標準報酬月額は、実際の給与支給額よりも低い金額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、入社当初は月額約10万円の給与を支給されており、毎年約7,000円昇給していたと申し立てているところ、A社は、B社と商号変更した後の平成14年12月3日に解散していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、A社の元事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録どおり、8万6,000円であったと思う。標準報酬月額については、基本給のみを報酬月額として届け出ていた。」と回答している。

さらに、A社が社会保険業務を委託していたとする社会保険労務士事務所は、「当時の社会保険関係の資料は保存しておらず、A社及びB社に関する記録並びに資料は残っていない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録

が確認できる同僚に照会したものの、申立人の主張を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、前述の被保険者原票では、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない上、オンライン記録において、申立人と同日に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額より低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いとは異なり、低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人が保管する昭和54年2月21日付けのクレジットカードの申込書には、「月収13万円」と記載してあるものの、申込書の記載内容からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 8 月 4 日まで
② 昭和 57 年 9 月 1 日から 59 年 5 月 16 日まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社（現在は、C社）D施設に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、実際の給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は申立人より約 10 年前に入社した。給与の額については明確に記憶していないが、当時、申立人に支給されていた給与額は私の給与額よりも低かったと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、申立期間①当時の標準報酬月額は、当該同僚が 11 万円から 12 万 6,000 円までの金額で推移しているが、申立人は 7 万 6,000 円から 9 万 8,000 円までの金額で推移していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿によると、申立期間①において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が申立人を除いて 39 人おり、そのうち資格取得時の標準報酬月額が申立人の標準報酬月額より高い者が 3 人いるところ、そのうちの 1 人については、当該同僚の供述等から判断すると、昭和 39 年 2 月から申立事業所に入社し、申立事業所の関連事業所からの転勤による資格取得であることが認められるとともに、当該同僚は、自身の標準報酬月額が当時の最高等級（13 万 4,000 円）で記録されていることについて、「A社の給与支給額と厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額は、ほぼ一致している。」と供述している。

さらに、申立期間①における標準報酬月額について、前述の被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立事業所は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管しておらず、申立内容は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

- 2 申立期間②について、C社は、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届」及び「健康保険厚生年金被保険者資格喪失確認通知書」を保管しており、これらの資料に記録された標準報酬月額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、事業主は「申立期間②に係る厚生年金保険料について、当社が保管している届書どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料で申立人の給与から控除していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者台帳において、申立期間②当時の賃金支払月額は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる標準報酬月額とおおむね符合していることが認められる。

加えて、前述の被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人が申立人の前任者又は後任者であるとする者の標準報酬月額は、前任者が22万円、後任者が22万円から24万円までの金額で推移しており、申立人の標準報酬月額（20万円から24万円までの金額で推移）と大差が無く推移していることが確認できる上、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、自身の標準報酬月額が相違している旨の供述をする者は確認できない。

- 3 申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から 37 年 12 月まで
② 昭和 44 年 8 月 31 日から 47 年 7 月 1 日まで

申立期間①については、A市B区に所在していたC社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立期間②については、当該期間前において勤務していた事業所の上司が昭和 44 年に設立したD社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間とも勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がC社において名前を挙げた同僚の供述、及び当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 38 年 9 月 1 日であり、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿によれば、前述の同僚は昭和 38 年 9 月 1 日付で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

さらに、前述の同僚は、「申立人は、私より先にC社に入社し、昭和 36 年又は 37 年ごろまでの期間において一緒に勤務していたが、私より先に他の二人の同僚とともに退社した。」と供述しているところ、前述の被保険者

名簿において、当該二人の同僚の被保険者記録は確認できない。

加えて、現在の事業主は、「亡くなった私の父が事業主であった当時のことはよく憶^{おぼ}えていない。申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認することはできない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

- 2 申立期間②については、D社の元請事業所であったとするE社の回答、及び申立人がD社において名前を挙げた同僚の供述などから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった昭和44年3月1日と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月31日に同資格を喪失していることが確認できるところ、当該記録は、オンライン記録と一致している上、雇用保険の被保険者記録において、申立人の申立事業所に係る離職日は同年8月30日とされていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた別の同僚は、「申立人はD社の共同経営者であったと聞いていた。私は申立人から誘われて、同社に入社したが、ある下請先で勤務していた時期に、経緯は分からないが、申立人は退社していった。私に入社を誘ってくれた人が退社したので、しばらくして私も退社した。」と供述しているところ、前述の被保険者原票によれば、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の資格喪失日の約4か月後の昭和44年12月21日であることが確認できる。

さらに、当時の事業主の子二人は、それぞれ「申立人は、D社に勤務していたが、途中で退職し、その後復職した。」、「私は、D社をいったん退職し、すぐに復職したが、その時には、申立人はいなかった。当社は、一時期、F社の下請業務を行っていたが、申立人は、同社が倒産する前ごろに戻ってきた。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において、自身もいったん退職したと供述する前述の子は、昭和44年6月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年8月に再度資格を取得していることが確認できる。

加えて、適用事業所名簿において、F社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和46年6月28日であることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、「F社が倒産して、退職した。」と供述する複数の者は、同年1月17日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立事業所において事務手伝いをしていた者は、「申立人は、賃

金について、事業主と考え方が合わなかったようで、給与から社会保険料を控除されることを希望しておらず、厚生年金保険に加入させないでほしいと言っていた旨、事業主から聞いたことがある。」と供述している。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同僚に聴取しても、申立人の勤務期間について具体的に特定できる供述は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。